

会		議		記		録	
会 議 の 名 称		議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第3委員会室		
					担 当 職 員 三 宅		
日 時		平成28年11月18日(金曜日)		開 議	午前 10 時 00 分		
				閉 議	午前 11 時 50 分		
出 席 委 員		○ 藤 本 奥 野 田 中 小 島 木 曾 石 野 (欠 席 : 堤 委 員 長、委 員 外 議 員 (福 井 副 議 長、酒 井 議 員))					
執 行 機 関 出 席 者							
事 務 局 出 席 者		門 事 務 局 長、山 内 次 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任					
傍 聴	可	市 民 名		報 道 関 係 者 名		議 員 名	

会 議 の 概 要

10:00

[藤本副委員長 開議]

< 事務局長 >

本日、堤委員長から欠席の連絡を受けており、藤本副委員長に委員長の職務を行っていただく。

[事務局長より日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 見直しの検討

前回配付資料・別紙1「今後の方向性の検討事項」に基づく協議

議会映像配信システム(第6条第2項関係)

< 事務局主任 >

前回からの持越し項目である。検討経過、論点及び確認事項等を別紙にまとめたので、それに基づき協議願いたい。

(説明:別紙 議会映像配信システムについて)

なお、映像の公開期間に係り、現システムの保存期間は4年間であるが、運用上、負荷のない範囲でそれ以前の分も公開している現状である。他市議会の事例でも公開期間を4年とされているところが見受けられるが、参議院では1年とされている。その理由としては、会議録は公式記録として整文処理を行うことにより、会議録と映像に齟齬が生じることから、そのような運用とされているように聞いている。また、直近3月・9月における過去映像のアクセス件数を分析すると、その時点から1年以上前の会議の視聴件数は全体の約5%である。一方、会議録検索システムでは、同月における1年以上前の会議の検索件数は全体の約7割となっていることから、過去の会議の検索は、会議録検索システムを主に利用されている実態であると思われる。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、まず、現状でスマートデバイスに対応することについてはどのように考えるか。

< 木曾委員 >

それは取り組むべきである。

< 藤本副委員長 >

まず、スマートデバイス対応に取り組むことを決定したいがどうか。(了)

次に、過去映像をどこまで移行させるか。1年以上前の映像の視聴ニーズはそう高くないことから、別途費用が生じることを踏まえ、費用対効果も考慮したい。過去の映像を配信しなくとも、過去の映像記録は残せるのか。

< 事務局主任 >

事務局において、映像の記録は全てDVDで保存している。

< 藤本副委員長 >

何か問題となった時には、それで映像の確認はできるということである。

過去映像の移行に関して各委員の意見は。

< 奥野委員 >

1年分でよいと考える。

< 小島委員 >

過去の会議内容を調べたい時には、会議録検索システムで調べていただくのが本来である。1年以上前の映像配信のアクセス件数が約5%の現状も踏まえ、1年程度でよいのではないかと考える。

< 石野委員 >

ランニングコストのほか、別途、過去データの再処理費用が生じることとなる。会議録検索システムで補完できることから、あまり以前の過去映像を移行する必要はないように考える。

< 木曾委員 >

経費の問題はあるが、本市議会の進める情報公開とは、市民に議会を身近に感じてもらうことを基本的な姿勢としていることをまず考えるべきである。現状のデータ分析ではそのような傾向が表れているが、スマートデバイスに対応した場合、決して同じような結果にはならないと考える。幅広く議会の情報公開を行うために、スマートデバイスに対応しようとしているものであり、必然的に視聴件数も高まるものと思われる。4年間の映像公開を確保していることも踏まえて検討すべきである。

< 田中委員 >

過去映像の視聴ニーズへの対応としては、1、2年分を残せば十分ではないかと考える。あとは、会議録で対応できる。過去の映像を見れないからといって情報公開をしていないということにはならない。

< 藤本副委員長 >

それでは、以上の意見を踏まえ、スマートデバイスで公開する映像は、過去1年分という結論にしたいがどうか。

< 事務局主任 >

仮に平成29年6月定例会からスマートデバイス対応に切り替える場合、平成28年6月以降の1年分のデータを引き継ぐ対応となるが、そのような考え方でよいのか。

< 藤本副委員長 >

具体的にどういうことなのか説明を。

< 事務局主任 >

ここでいう1年分とは、入替時点における直近1年分のデータの引き継ぎのことを

いうのかという確認であり、その場合、その分のデータ移行処理はシステム入替費用に含まれている。

なお、システムの映像保存期間は、現契約の仕様上4年としており、新システムにおいても同様の対応を考えている。今検討いただいているのは、入替えの時点において、過去の映像をどこまで遡って移行させるのかということである。

4年分保存という運用形態を踏まえると、例えば第16期のスタートである平成27年2月の初議会以降分を移行した場合、新システムの契約期間が終了する平成31年1月はちょうど改選の時期であることから、議員任期4年分を公開することとなる。よって、新システムで4年間公開という考え方に立つ場合は、昨年2月以降分を移行することが最大限の対応となる。この点も踏まえてどの時点まで遡って移行するのか確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

4年分を公開するのであれば改めて議論することとなるが。

< 事務局主任 >

現在の契約上の公開期間が4年であることから、今後も4年分を公開することを確保した中で、今回のシステム入替時に過去データをどれだけ移行させるのかということを確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

4年分に対応する場合は、入替費用のほか4年分の移行費用を伴うのではないのか。

< 事務局主任 >

入替費用には直近1年分のデータ移行も含まれている。具体的にどこまでの分を移行させるのか確認願いたい。

< 木曾委員 >

1年分のデータ移行は入替費用に含まれている。その上で、さらにどこまでの分を移行させるのかということである。具体的にスマートデバイスに切り替える場合の時期はいつ頃が適当か。

< 事務局主任 >

予算措置等を踏まえると平成29年6月定例会が目途となる。

< 田中委員 >

それでは過去の映像公開は平成28年6月分からとしたらよいのではないか。

< 事務局長 >

昨年からの議員任期としての分を公開しておかなくてもよいのかということも確認願いたい。

< 木曾委員 >

事務局において過去映像を保存しているのであればそれでよいと考える。

< 藤本副委員長 >

それでは、以上の意見を踏まえ、スマートデバイス対応は平成29年6月を目途とし、平成28年6月以降のデータを移行することと決定したい。(了)

文書質問(第10条の2関係)

< 事務局主任 >

前回からの持越し項目である。前回の検討経過に基づく方向性として、改正案、運用方法の見直し案を別紙にまとめたので、それに基づき協議願いたい。

(説明: 別紙 文書質問の改正)

< 藤本副委員長 >

前回までの議論を整理した上で、改正案・運用基準案として示したものである。これに関して意見はないか。

< 木曾委員 >

文書質問について、法的な面も担保し、記録として残していくことについては、この運用案で整理できるものとする。また、委員会における実施等も含め、全て網羅できたのではないかと考える。この案のとおりでよいと考える。

< 藤本副委員長 >

ほかに意見は。なければこの案のとおり進めていくこととしたい。(了)

会期の見直し(第13条関係)

< 事務局主任 >

前回までの検証経過を踏まえた方向性として、会期の見直し、特に2期制の導入については、議会活性化検討項目に追加し、通年議会の実施と合わせて検討したいということが主な意見として出されていた。よって、この場では、2期制の導入検討を議会活性化項目に加え、通年議会と合わせて長期的に検討することでよいか、確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

以上について意見はないか。

< 木曾委員 >

将来、通年議会を導入することを前提として、2期制を検討するということを確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

そうということである。それでは議会活性化項目に位置付けて、継続して検討を行うことでよいか。(了)

議員間自由討議(第14条第2項関係)

< 事務局主任 >

今後の方向性として、議案審査等における自由討議の実施方法等を明確化することが確認されており、本日は、これまでの運用方法をベースとした実施要領を運用基準案としてまとめたので、それに基づき協議願いたい。

(説明:別紙 自由討議の取扱い)

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、各委員の意見は。

< 木曾委員 >

委員間討議の実施について、見直し案では「会議に諮り、過半数の合意を得て実施する。」とあるが、現行のように、委員長が会議に諮り実施するとした方が自由討議の趣旨に沿うのではないかと考えるがどうか。

自由討議の定義として、例えば修正案や附帯決議等に結び付けるために自由討議が必要であるということをわかるようにしておかないと、実際には自由討議の中身が討論になってしまったりして、自由討議の意味がなくなることがある。自由討議は何かということを注釈として付記すべきと考えるがどうか。

< 藤本副委員長 >

敢えて過半数の合意は必要ないのではないかと考えるが、何か根拠はあるのか。

< 事務局主任 >

取り扱いとしては、現行のとおり、会議に諮り実施するということであるが、会議

に諮ったところ異議がある場合にはどうすればよいのかということが読み取りにくいことから、議事の決定、省略等は過半数で決する原則に基づき、それをあらかじめ明確にしたものである。

なお、の意見に関しては、運用基準（４）の「論点ごとに合意できる点」の一例として修正案や附帯決議等が挙げられるが、自由討議の定義としては、（１）の目的に、「議案に関して問題点や政策課題がある場合、それらを明確にして議員間の共通理解を深め、意思形成を行うこと」と示している。

<木曾委員>

それではわからない議員がいるので、討論となってしまうのが現状である。よって注釈が必要と考える。

<藤本副委員長>

（１）ではっきりと目的を示しているが、修正案、附帯決議等を具体的に示すとそれに限定されてしまうことになりかねない。例として付記することについては可能か。

<事務局主任>

運用基準という位置付けであるので、例として付記することは可能である。

<事務局長>

具体的な箇所について注釈を加えるとかえって目立つ場合がある。用語集として整理するようなことも検討してはどうかと考える。

<木曾委員>

各委員長の議事進行において、しっかりと仕切ってもらえれば一番よいのだが、どんどん違う方向にいつてしまうケースがある。そこで議事整理してもらえればよいのだが。

<小島委員>

議会基本条例を制定して一定年数経過した中で、敢えて文書化するよりも、振り返って検証を積み重ねていくことで対応すべきである。今回、委員間討議のあり方を運用基準で示すことに係り、さらに別紙で自由討議を説明するようなことは必要ないのでは。ただし、委員会の運営においては、委員長は各委員に理解してもらえるよう説明しなければならない。

<藤本副委員長>

議事進行において、委員長は、運用基準の（１）の趣旨に沿って委員間討議を諮るようにして、それで半数以上の合意があれば実施し、合意がなければ討論に入るといだけのものであるから、文言等はそのままとしてはどうかと考えるがいかがか。

<木曾委員>

運用基準は公開しているのか。議員と事務局だけのものであるなら、入れておいた方がよい。小島委員の意見は理解するが、理解しないで発言する議員がいるので、困っているのであり、時間の無駄である。基本条例制定後、これだけ定着していても、自由討議とは何かという考えが未だに共有できず、また、改選により一からという部分もある。やはり注釈は必要と考える。

<藤本副委員長>

今の意見について事務局の見解は。

<事務局主任>

まず、運用基準の位置付けとしては、条例の具体的方策を定めるものであり、本来の施行規則の性質をもつ、公開性が高いものと考えており、議会提要は情報コーナーに設置して公開している。注釈を加えることに関しては、自由討議の定義そのも

のが明確ではなく、それぞれの場で様々に捉えることができるので、それをここで一言で言い表すことは難しい。

条例第 14 条第 2 項における自由討議とは、具体的に議案審査の場を指しているの
で、審査の場でどのように自由討議を位置付けるのかという観点から、この規定に
係る運用基準として、議案の問題点等がある場合に、委員間討議として実施し、そ
れらを明らかにして合意形成を図ることを趣旨としている。その一つの結果として
修正案や附帯決議等に結び付くものである。

ただ、自由討議とはどういうものかということについては、それを整理して別のと
ころで設ける必要はあるのではないかと考える。

< 田中委員 >

ここで、修正案や附帯決議等を注釈として文言で言い表す必要はないと考える。

ただし、実際の委員会の運営において混乱が生じないよう、事前の正副委員長との
協議時において、委員間討議の目的、方法等についてよく打ち合わせていただきた
い。

< 藤本副委員長 >

それでは、そのように対応することとしたい。予算特別委員会や決算特別委員会
ではあらかじめ委員間討議を審査日程に組み入れているケースもある。そのような場
合についてもよろしく願いたい。(了)

< 事務局主任 >

先ほど木曾委員の意見にあった「過半数の合意を得て実施する」という表現に関し
て、どのように取り扱うのか整理願いたい。

< 藤本副委員長 >

どのように取り扱うか、意見はないか。

< 田中委員 >

委員長が会議に諮り、異議があればそのような取り扱いとなる。文言としては入れ
ておいたらよいのではないかと考える。

< 木曾委員 >

その表現を入れると、過半数議決ということが独り歩きしかねない。委員長が会議
に諮って実施するという今までどおりの表現でよいと考える。

< 小島委員 >

自由討議の趣旨からみれば、自由討議の実施は委員長の権限により、質疑等を通じ
て一定委員長が必要と感じられれば、実施すべきものと捉えている。

< 藤本副委員長 >

過半数の合意という表現を入れなくとも、法的根拠として問題がないのであれば、
従来どおりの表現としたい。(了)

政策研究会の位置付け（第 14 条第 3 項関係）

< 事務局主任 >

本年 3 月、会議規則から政策研究会を削除した際の経過、前回までの検証経過を踏
まえ、今後の方向性として 3 つの案を資料にまとめたので、それに基づき協議願
いたい。

（説明：別紙 政策研究会の位置付けについて）

< 藤本副委員長 >

大別すると、考え方 により議会基本条例に位置付けるか、考え方 により制度
化を不要とするかということである。前回設置されていた政策研究会の経費の取扱

いはどうであったか。

<事務局主任>

前回の政策研究会は、当初、会議規則に基づく議会活動として設置されていたものであるが、その活動中において、会議規則改正により活動根拠を削除したことにより、先例に基づく活動となった経過がある。改正の理由として、会議規則に基づく正規の議会活動については費用弁償を復活して支給すべきという動きがあり、その中で、政策研究会は柔軟性をもった活動形態とするため、費用弁償の対象外とすべきと判断されたものである。

よって、費用弁償の公費は充てられていない。また、視察に行く場合は、議員派遣の手続きが必要であるが、その手続きは取られていない。

<藤本副委員長>

前回のメンバーは、新清流会が中心であったが、経費として政務活動費は使われたのか。

<小島委員>

使っていない。各メンバーの自費で活動した。なお、前回は2例目である。

<藤本副委員長>

政務活動費は使っていないということであるが、やはり会派の理解、会計等の取扱いが難しいものと思われる。

<木曾委員>

政務活動費の用途は、会派の中で自由に決められるものである。先日の全国市議会議長会フォーラムも各会派の中から一部の議員が参加しているものであり、それが認められないのであれば、支給対象を会派から議員に変える必要がある。

政策研究会の方向性としては、の考え方に基づき公務性を担保するのは、やはり現状で中々難しいと考える。かと言っての考え方により制度として持たないというのも難しい。よって、できればの考え方に基づき、会派活動の延長線上の位置付けとして、政策研究会を規定化してはどうかと考える。政務活動費の範囲内で従前の運用を踏襲していけばよいのではないか。

<小島委員>

政策研究会とは、常任委員会、また、会派をまたいで政策研究に取り組むというのが本来の趣旨である。そして、その活動を柔軟に行いたいということから、の考え方に基づきたい。会派を超えて政策研究に取り組む姿勢を基本条例に謳いたい。

<藤本副委員長>

会派から何名という条件を付けず、賛同する議員で取り組むという趣旨か。

<小島委員>

たまたま同一会派となる場合もあり得る。その場合、会派活動ではないかと誤解されるが、政策研究会としての中身について理解を得たい。

<木曾委員>

の考え方に基づき、議会基本条例の会派規定に次いで規定するというのは、公務ではなく、会派活動と同様の形態に位置付けるという趣旨である。

<田中委員>

私としてはの考え方に基づき、不要とする立場である。

<事務局主任>

の考え方の目的としては、会派とは別に、議員が積極的に政策研究等に取り組む体制として政策研究会を規定することにより、対外的にその姿勢を知らしめるということであるが、会派の性質と類似することが問題となる。小島委員の意見にあっ

たように、結果的に同一会派の構成で取り組むこととなる場合、政策研究会といっても、内容は会派活動そのものになってしまうので、大変わかりにくいものとなる。議会として政策研究会を設置する必要があるというのであれば、会派と一定区別して活動するという条件整備、会派を跨いだ委員構成等がやはり必要と考える。

< 藤本副委員長 >

会派と同様の性質であるが、一つのテーマについて、会派を超えて研究会を結成することができるというような趣旨で規定化できればと考える。そのような方向性かどうか。(了)

< 事務局主任 >

それでは、の考え方に基づき、政策研究会を結成することができるという趣旨で基本条例に位置付けるということを方向性の結論とし、結成の条件整備等については、運用基準で具体化するものとして、条例改正案、運用基準等の協議は、次回以降に設けていただくことを確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

そのように取り計らいたい。先例を基本として、会派を超えた構成員で結成すること等を付け加えた内容で、運用基準により規定整備していくことを確認する。(了)

監査委員の常任委員就任等(第15条関係)

< 事務局主任 >

監査委員は来年の議会構成時から常任委員に就任することが今後の方向性として確認されている。委員会条例の改正が伴うため、常任委員会への就任日、増員する常任委員会等の取り扱いについて協議願いたい。

(説明: 別紙 監査委員の常任委員就任について)

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、就任日、増員する常任委員会について意見はないか。

< 木曾委員 >

現在の常任委員の任期満了は来年の2月16日となっていることから、その改選のタイミングで就任すべきであろう。また、これまでの経過を踏まえると、環境厚生常任委員会を増員するのが常套と考える。

< 藤本副委員長 >

ほかに意見は。

< 石野委員 >

木曾委員の意見のとおり、環境厚生常任委員会とするのが流れであろう。

< 藤本副委員長 >

環境厚生常任委員会の定数を1名増員することとすることでよい。(了)

< 事務局主任 >

それでは、以上の内容で委員会条例の一部改正を提案することとなるが、その施行日に関して、常任委員の任期満了による選任に合わせる場合、いつ、その条例案を提案するかという問題があり、臨時会が開かれるかどうかで取り扱いが変わってくるため、具体的に事務を進めにくいことがある。

2月に臨時会がある場合は、そこで条例提案を行うべきであろうが、そこで決まっからの改選手続きとなり、準備が整わない面がある。

もし臨時会がない場合は、12月定例会において2月17日から施行する条例案を提案することとなる。その場合、現監査委員は2月17日から常任委員に就任してもらうこととなるが、常任委員の改選は3月定例会開会日に行うこととなるため、

それまでの一時的な就任形態となる。また、１月末で会派異動等があれば、議運の定数変更の改正も伴ってくるため、１２月定例会で委員会条例を改正するには、後に複雑な処理が想定される。

また、１２月定例会で条例提案を行うことを前提とする場合、例えば１月１日に施行する考え方によると、監査委員は１月から常任委員会活動に参加するものとして、正規の活動として費用弁償を支給し、他の議員と同様、２月１６日でその常任委員の任期を満了することとなる。臨時会の有無に影響されることなく、改選は他の議員と同様の扱いとなるため、わかりやすく議会構成を変更することができるものとする。臨時会の見通しが立たない今、どのように提案するかを判断するのは難しい状況である。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえると、１月１日から環境厚生常任委員会に就任する方向で、条例改正を１２月定例会で行えばよいのではないか。その場合、２月１７日以降の体制についても、あらかじめ会派按分により枠を決めることができる。

< 事務局主任 >

それでは、１月１日に施行する内容で、１２月定例会で提案する方向性でよいのか確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

その方向で進めていくこととしたいがどうか。（了）

効果的な広報広聴（第１６条関係）

< 事務局主任 >

前回意見では、情報通信技術の発達を踏まえた効果的な広報について、条文の趣旨に沿って今後どのように充実させていくのかを検討課題として意見が出されていた。現在、議会映像配信・会議録検索システム委託業者において、それぞれスマートデバイス対応版が開発されており、また、議会だよりについてもスマートデバイスに対応したツールが開発されていることから、今回、それらの手段について検討項目に含めて追加した。検討事項の議会映像配信システムのスマートデバイス対応と関連して検討願いたい。

なお、会議録検索システムの対応に別途費用は生じない見込みであるが、議会だよりの対応には年間１０万円程度の費用が生じる見込みである。

（説明：別紙 効果的な広報広聴・資料（議会だよりのスマートフォン対応版））

< 藤本副委員長 >

議会だよりのスマートフォン対応については、その費用で年４回の定例会と臨時会を含めて対応できるということであるが、これについて意見は。

< 木曾委員 >

年間１０万円程度ということであるが大きな効果が見込まれる。ぜひ導入すべきと考える。

< 藤本副委員長 >

それでは、取り入れていく方向としたいが意見はないか。（了）

各検討事項の検討は以上としたいが、何か意見はないか。

< 事務局主任 >

検討結果のうち、予算の伴うインターネット中継、議会だよりに関しては、今回、予算要望を行うことを確認いただき、その予算措置により対応していくことを了解願いたい。（了）

2 その他

(1) 広報広聴会議への依頼 (報告)

< 事務局主任 >

前回の検討結果に基づき、別紙の内容で議運委員長から広報広聴会議委員長に依頼されたことの経過報告である。確認願いたい。(了)

(2) 今後の予定について

(3) 次回の開催日程

< 事務局主任 >

本日で一定の検討結果が示されたため、今後、条例改正提案に向けた協議、手続きに関しては、12月定例会に設定されている議会運営協議の場で取り上げていただければどうかと考える。なお、議会基本条例の検証及び見直しは、議長の諮問事項であるので、その答申案の協議も必要となるが、それも合わせて12月定例会中に行うこととするか確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

見直しの検討に関しては、本日一定の結論を得たため、今後の協議予定は、12月定例会中に設定されている議運の場で順次行うこととしたい。(了)

< 木曾委員 >

今回の検討結果について、次回以降の議運でまた内容が変わることがないように、手続きを進めるということにより願いたい。

< 藤本副委員長 >

そのとおり進めていきたい。

それでは、以上をもって散会とする。

散会 ～ 11 : 50